

観音寺東公民館区社会福祉協議会会則（施行細則）

（総 則）

第1条 会則第15条の規定により、観音寺東公民館区社会福祉協議会会則施行細則を次ぎのように定める。

（総会の構成員）

第2条 会則第10条の規定による総会を構成する東公民館区内各町自治会の代表者については、自治会加入世帯数により算出し、自治会ごとの代表者数は別表のとおりとする。

（会 費）

第3条 会則第12条の規定による会費は次のとおりとし、毎年5月末日までに納入するものとする。

一般会費	年	200円
賛助会費	年1,	000円
特別会費	年5,	000円

（役員任期）

第4条 会則第8条の規定による役員任期は、年度により起算する。

- 2 部会が必要に応じ部会長が招集し、その議長となる。
- 3 部会は会長の諮問に応えるとともに、次の事項を処理する。
 - (1) 専門的事項についての調査研究
 - (2) 年度実施事項の計画及び推進
 - (3) その他必要なこと

（費 用）

第5条 部会の運営に要する費用は、観音寺東公民館区社会福祉協議会が支弁する。

（雑 則）

第6条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、観音寺東社会福祉協議会に諮り会長が定める。

付 則

この規定は、平成13年11月28日から施行する。

この規定は、平成15年 6月28日から施行する。

別 表

自治会名	自治会加入世帯数	総会代表者数
		30世帯/1人
茂 木	200	6
茂 西	55	1
上 市	92	3
川 原	48	1
八 幡	186	6
天 神	138	4
坂 本	372	12
幸	34	1
殿	43	1
計	1,168	35

(注) 自治会加入世帯数は令和5年4月1日現在